

公 示 日 : 2025 年 2 月 26 日 (水)

調達管理番号 : 24a00938

国 名 : 全世界 (広域)

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名 : 全世界 (広域) 市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査 (SHEP
アプローチ) (評価分析/研修ファシリテーション)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : SHEP アプローチ
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 4 月上旬から 2026 年 3 月上旬
- (2) 業務人月 : 5.27
- (3) 業務日数 : 準備・整理業務 現地業務
64 日 62 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 3 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年10月追記版)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025年3月24日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	農業普及(SHEPアプローチ)に係る各種業務、各種評価業務、ワークショップや研修等におけるファシリテーション業務
-----------	----------------------------------------------------------

対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である実施中の技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、本調査で詳細計画策定調査を実施するケニア国での技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

JICA は、2006 年にケニア政府との技術協力により、「SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ」と名付けられた農業普及アプローチを創発した。SHEP アプローチは、特定技術の移転を中心とした従来の農業普及アプローチと大きく異なり、ビジネスとしての農業の推進を目的とし、農家や関係者のモチベーション（営農意欲）を高めるプロセスを重視する。また、生産技術力の向上のみならず、農家が自らの 営農や市場状況を勘案した経営・マーケティング戦略を立てビジネスマインドを醸成するもので、この取り組みの結果、ケニアの対象農家の所得が2年間で2倍以上に増加という成果が得られた。このケニアでの取り組みが、2013 年に開催された TICAD V において「アフリカ 10 か国で 1000 人の技術指導者、5 万人の農家を育成する」という目標を掲げ、実際には 2019 年までに 20 か国以上、指導者 9,800 人、小規模農家 11 万人の育成という成果を上げた。そうしたアフリカ各国への浸透を受け、2019 年 8 月の TICAD7 サイドイベントにおいて、JICA はアフリカ各国政府及び開発パートナーとともに、2030 年までに 100 万人の小規模農家がより良い暮らしを実現できるよう、主体性とビジネスマインドを持つ農家の育成に尽力し、SDGs ゴール 2 の達成に寄与する旨の「SHEP 100 万人宣言」を表明した。JICA は 2014 年度より、SHEP 課題別研修を実施することで、SHEP アプローチを推進する各国の行政官育成を図っている。加えて、SHEP アプローチ演習を主軸としたコンサルタント等日本の開発援助人材向けの能力強化研修を実施することで、プロジェクト実施のため

の開発人材の育成も行っている。2015 年度からは広域展開状況モニタリング・促進調査を実施し、SHEP アプローチの各国における進捗状況の確認を行い、SHEP 演習教材の改訂や各国での実施に係る留意点の取り纏めを行ってきた。その他、各国の実情を踏まえて円滑に取り組んでいくための対策として、関連研修コースの中心に据えている SHEP 演習、各国での展開状況のモニタリング、及び SHEP 国際ワークショップへのフィードバックを有機的に連動させてきた。こうした人材育成やその後のモニタリングの結果、2023 年 3 月末時点で、アフリカ地域を中心に 60 カ国程度で、導入、活用され、行政官、農家が SHEP を学び、実践している。JICA は、上記 SHEP100 万人宣言の実現に向け、アフリカ地域や公的機関のみならず、他地域や、NGO や民間企業などの他アクターによる SHEP アプローチ活用を推進することとしている。また、SHEP アプローチは主に園芸作物を対象としていたが、上記目標達成のために園芸以外の JICA プロジェクトにおける SHEP アプローチの活用も追及している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「6. 業務の背景」に記載の SHEP 案件に係る現地業務（4 回実施予定）を実施し、SHEP アプローチの各国での進捗状況、その成果と課題の確認及び各国ごとの特徴に応じた実践事例を収集する。

本調査結果に基づき、課題別研修 3 コース及び能力強化研修における SHEP ワークショップのファシリテーターとして、SHEP アプローチ広域展開のための人材育成（各国の行政官及び日本の開発援助人材）を図る。さらに、調査結果を整理した上で、SHEP アプローチの今後の広域展開に係る進め方を示す。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務：調査内容把握とワークプラン作成及び現地業務に向けた調査事項の検討・整理（2025 年 4 月下旬）

- ① 「SHEP アプローチ」にかかる既存の JICA 報告書等の文献調査、JICA 経済開発部との打ち合わせ等により、過去の調査資料・研修教材等の調査関連資料を確認し、本業務の内容及び進め方について把握する。
- ② 課題別・国別研修及び能力強化研修の一環として 2023 年度に実施した SHEP ワークショップについて、両ワークショップ実施者（JICA より紹介予定）及び JICA 経済開発部に、その開催手順・内容・留意点を確認する。

- ③ 本業務ワークプラン案を作成し、JICA 経済開発部の確認を経て必要に応じて追記・修正のうえ、最終化する。
- ④ 上記対応方針に基づき、現地業務日程及び業務内容の検討に協力する。

(2) 現地業務：本業務において予定される調査対象国、調査実施時期、及び調査内容は以下の通りであるが、受入国の事情により変更となる可能性がある。最終的な調査対象国及び調査実施時期は、JICA 経済開発部が本業務従事者と相談の上、決定する。

現地調査	調査対象国	想定時期	日数	内容
第1回	ケニア	2025年6月	21	新規採択案件の詳細計画策定調査
第2回	タジキスタン	2025年8月	10	「SHEP アプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」モニタリング調査
第3回	バングラデシュ	2025年10月	10	「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」モニタリング調査
第4回	マダガスカル	2026年1月～2月	21	「市場志向型農業推進プロジェクト」中間レビュー

- ① 調査対象国への現地視察・関係者ヒアリングを通じて、各国での小規模農家による市場志向型農業の実践状況を把握するとともに、SHEP アプローチ実践状況・留意点・教訓・提言等を取り纏める。
- ② 第1回ケニアにおいては、詳細計画策定調査の SHEP アプローチ／評価分析団員として参団し、下記の業務を行う。
 - ア) 準備業務（7.（3）の第2回準備・整理業務のうち現地業務の準備に該

当)

(a) 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

(b) ケニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。

(d) プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。

(e) 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

イ) 現地業務

(a) JICAケニア事務所等との打合せに参加する。

(b) ケニア側関係機関との協議及び現地業務に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

(c) 事前に配付した質問票への回答や上記(b)を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

(i) 要請背景・内容

(ii) 関連する開発計画、政策、制度

(iii) 関連各組織

●所掌業務、組織体制、根拠法

●人員体制

●役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

●予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(iv) 本プロジェクトに関連する他援助機関(FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性

(d) JICAケニア事務所との打合せに参加する。

(e) 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions)を他分野の団員とともに検討する。

(f) 関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM

(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンスを踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

(g) 実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応

じて内容の説明、補足を行う。

(h) 担当分野に係る調査結果を JICA ケニア事務所等に報告する。

ウ) 整理期間(7.(3)の第2回準備・整理業務のうち調査結果の整理に該当)

(a) 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

(b) プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

(c) 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。

(d) 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

③ 第2回タジキスタンにおいては、モニタリング調査を実施し、下記の業務を行う。

ア) 準備業務(7.(3)の第5回準備・整理業務のうち現地業務の準備に該当)

(a) 「SHEPアプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」の実施状況を把握(関連報告書等による情報収集や分析)のうえ、現地業務で収集すべき情報を検討する。

イ) 現地業務

(a) JICA タジキスタン事務所との打合せに参加する。

(b) タジキスタン国関係者に対して、関連する政策や計画、「SHEPアプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」の実施状況(SHEP活動(本格実施)およびその効果測定方法を含む)、及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。

(c) 確認した情報に基づきプロジェクトの実施に係る改善方法を検討する。

(d) 現地調査後半に予定されている合同調整委員会を見据え、関係者と改善点を協議し提案する。

ウ) 整理期間(7.(3)の第5回準備・整理業務のうち調査結果の整理に該当)

(a) 現地業務結果を JICA 本部及び JICA タジキスタン事務所等へ報告する。

(b) 現地業務におけるモニタリング調査報告書(和文)を作成する。

④第3回バングラデシュにおいては、モニタリング調査を実施し、下記の業務を行う。

ア) 準備業務（7.（3）の第6回準備・整理業務のうち現地業務の準備に該当）

（a）「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」の実施状況を把握（関連報告書等による情報収集や分析）のうえ、現地業務で収集すべき情報を検討する。

イ) 現地業務

（a）JICA バングラデシュ事務所との打合せに参加する。

（b）バングラデシュ国関係者に対して、関連する政策や計画、「マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」の実施状況（SHEP活動（本格実施）およびその効果測定方法を含む）、及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。

（c）確認した情報に基づきプロジェクトの実施に係る改善方法を検討する。

（d）現地調査後半に予定されている合同調整委員会を見据え、関係者と改善点を協議し提案する。

ウ) 整理期間（7.（3）の第6回準備・整理業務のうち調査結果の整理に該当）

（a）現地業務結果を JICA 本部及び JICA バングラデシュ事務所等へ報告する。

（b）現地業務におけるモニタリング調査報告書（和文）を作成する。

⑤第4回マダガスカルにおいては、中間レビューの SHEP アプローチ／評価分析団員として参団し、下記の業務を行う。

ア) 準備業務（7.（3）の第9回準備・整理業務のうち現地業務の準備に該当）

（a）既存の文献、報告書等（業務進捗報告書、モニタリングシート、合同調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

（b）既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価6項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、JICAとも協議の

上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報や説明すべき事項を整理する。

(c) 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、カウンターパート（C/P）機関、農家グループ、その他マダガスカル側関係機関、他ドナー（IFAD、FAO 等）に対する質問票（英文、仏文）を提案する。

(d) 対処方針会議等に参加する。

イ) 現地業務

(a) JICA マダガスカル事務所、マダガスカル側関係機関等との打合せに参加する。

(b) プロジェクト関係者に対して、本調査の目的、評価手法等について説明を行う。

(c) マダガスカル側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリングや現地視察等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。また、これら議事録を作成する。

(d) 収集した情報、データを分析し、プロジェクトの貢献、阻害要因を抽出する。

(e) 準備並びに上記(c)及び(d)で得られた結果をもとに、他団員及びマダガスカル側 C/P 等とともに評価6項目の観点から評価を行い、中間レビュー報告書（案）（英文・仏文）の取りまとめに協力する。

(f) 調査結果や他団員及びマダガスカル側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及び P0の修正案（和文・英文・仏文）の取りまとめに協力する。

(g) SHEP アプローチや JICA 経済開発部クラスター事業戦略に貢献していくための活動案について提案する。

(h) 中間レビュー報告書（案）作成に関する協議に参加し、担当分野にかかる説明を行うとともに、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

(i) 協議議事録（M/M）（英文・仏文）の作成に協力する。

(j) 現地業務結果の JICA マダガスカル事務所等への報告に参加する。

ウ) 整理期間（7.（3）の第4回準備業務のうち調査結果の整理に該当）

(a) 中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

(b) 報告会に出席し、担当分野にかかる説明を行う。

(c) 担当分野の中間レビュー調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他団員が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

(3) 準備・整理業務：第1回～第4回現地業務の実施に向けた準備及び結果の詳細分析・報告書取り纏め、課題別・国別研修、能力強化研修におけるワークショップでのファシリテーターとしての参加、及び調査事項の整理を行う。予定される作業実施時期及びSHEPワークショップへのファシリテーター対応が求められる研修名・実施場所・参加人数は、以下の通り。

なお、基本的に課題別・国別研修については、ファシリテーションは遠隔での実施を想定している。

	時期	日数	内容	参加人数
第1回	2025年5月上旬	2	課題別研修マニュアル改訂及び研修教材の準備	
第2回	2025年5月下旬 ～6月下旬	10	第1回現地業務の準備（4日）及び調査結果の整理（4日）	
第3回	2025年7月上旬	2	課題別研修「市場志向型農業振興（普及員）」コース	20人
第4回	2025年7月下旬	4	課題別研修「アジア地域市場志向型農業振興（行政官）(B)」コース	20人
第5回	2025年7月下旬 ～8月下旬	7	第2回現地業務の準備（4日）及び調査結果の整理（3日）	
第6回	2025年9月中旬 ～10月下旬	10	第3回現地業務の準備（5日）及び調査結果の整理（5日）	
第7回	2025年12月中旬	4	課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）(B)」コース	20人
第8回	2025年12月中旬	4	能力強化研修	未定
第9回	2026年1月上旬	10	第4回現地業務の準備（5日）及び	

	～2月中旬		調査結果の整理（5日）	
その他	2025年4月上旬 ～2026年3月上旬	8	実施中の SHEP 案件のモニタリング・支援業務	

①（2）の各調査で収集したインタビュー結果・事例をもとにより詳細な分析を行い、結果を取り纏める。

② JICA 経済開発部との打合せに出席し、上記（3）①の結果で作成した調査報告書に基づいて報告する。

③上記（3）①の結果で作成した調査報告書に基づいて、SHEPワークショップ演習教材の情報をアップデートする。

④課題別研修／能力強化研修の一環として実施する SHEPワークショップに、演習ファシリテーターとして参加する。なお、同ワークショップにおける演習ファシリテーターの役割は以下を想定。なお、課題別研修は英語、能力強化研修は日本語で行う。

ア) 演習教材を用いた参加者向け演習の進め方の説明

イ) 参加者向け演習へのファシリテーション（議事進行、演習結果・参加者意見の取り纏め等）

⑤ ④を踏まえ、次回以降の SHEP ワークショップを実施する際の留意点及び改善提案（演習教材の改訂を含む）を取り纏める。

⑥（2）の調査に係る準備・調査結果の整理を実施する。情報収集結果は、モニタリング・促進調査報告書の一部として記載する。

⑦必要に応じ、対処方針会議、勉強会、報告会等に参加する。

（4） 整理業務：業務結果とりまとめ・報告（2026年3月上旬）

① 各現地業務の分析結果、実施中SHEP案件のモニタリング・支援業務、課題別研修・能力強化研修のファシリテーション業務の結果をとりまとめ、JICA へ報告する。

② 業務完了報告書を作成し、JICA経済開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）（和文）

記載事項は以下のとおり。

- ① 業務の進め方
- ② スケジュール

(2) 第1～4回現地業務における担当分野に係る調査報告書（案）（和文）

(3) 第1～4回現地業務に基づくプレゼン資料（和文・英文）

SHEP アプローチ広域展開にかかる JICA 内外向け進捗報告や SHEP アプローチ広域展開のための課題別研修・能力強化研修時に活用可能なプレゼン資料（パワーポイント）形式にて取りまとめる。

(4) (1)～(3)を含む業務完了報告書

提出期限：2026年3月5日

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価（月額上限額）の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は各国ごとに「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月≤〇〇」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現在想定されている各次現地業務期間及び日数の割り振りは現時点での計画であり、今後現地業務対象国側の受入状況に応じ本業務従事者及び JICA 間の協議により詳細派遣計画を決定していきます。

② 現地での業務体制

基本的に JICA 職員等も本業務従事者と同時期に現地業務を行います。

この場合、本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 「SHEP アプローチ」(第1回、第4回は「SHEP アプローチ／評価分析」)(本
コンサルタント)

③ 便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：なし。ただし英語での調査が困難と判断される場合には、必要に応じ通訳を手配します。

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームから配付しますので、専用アドレス (edga1@jica.go.jp) 宛にご連絡

ください。

1. タジキスタン「SHEP アプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」第1期業務進捗報告書
2. タジキスタン「SHEP アプローチを通じた農業普及サービス改善プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
3. バングラデシュ「バングラデシュ国マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」計画フェーズ Final Report
4. バングラデシュ「バングラデシュ国マルチステークホルダー連携による小規模園芸農家のための市場志向型農業振興プロジェクト」実施フェーズ事業進捗報告書
5. マダガスカル「市場志向型農業推進プロジェクト」モニタリングシート ver3
6. 2024年度課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）(B)」ジェネラルインフォメーション（GI）

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・マダガスカル国 市場志向型農業推進プロジェクト 事業事前評価表（事業事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202108090_1_s.pdf

- ・2024年度能力強化研修 募集概要

https://www.jica.go.jp/about/recruit/kyokakenshu/n_files/bosyuu_SHEP.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システ

ムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上